

議案第82号

鹿児島県市町村振興資金条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県市町村振興資金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県市町村振興資金条例の一部を改正する条例

鹿児島県市町村振興資金条例（昭和38年鹿児島県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「地域自立促進資金」を「地域おこし資金」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 地域おこし資金 地域おこしに関する事業で、知事が特に必要と認めるもの

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の鹿児島県市町村振興資金条例の規定により貸し付けられた地域自立促進資金については、なお従前の例による。

(提案理由)

鹿児島県市町村振興資金の種類を整理するため、所要の改正をしようとするものである。